

司法制度改革

—より身近で、速くて、頼りがいのある司法へ—



司法制度改革とは？

Q 司法制度改革が、なぜ必要なのですか？

A 行政改革や経済構造改革等の一連の諸改革によって、日本の社会は、様々な規制や指導を通じて個人や企業の活動を事前に調整する「事前規制・調整型の社会」から、国民一人ひとりが自らの責任で自由に行動することを基本とし、ルール違反に対しては、後からチェック・救済する「事後チェック・救済型の社会」へ変わりつつあります。また、急速な国際化も進んでいます。

このような**社会の変化によって、司法の果たすべき役割が、これまで以上に大きくなります。**

しかしながら、現在の司法に対しては、「法曹（裁判官、検察官、弁護士）の数が足りない」、「裁判に時間がかかる」などの問題点が指摘されています。

そこで、このような**新しい社会にふさわしい、国民に身近で、速くて、頼りがいのある司法**を作るために、司法制度改革が必要なのです。

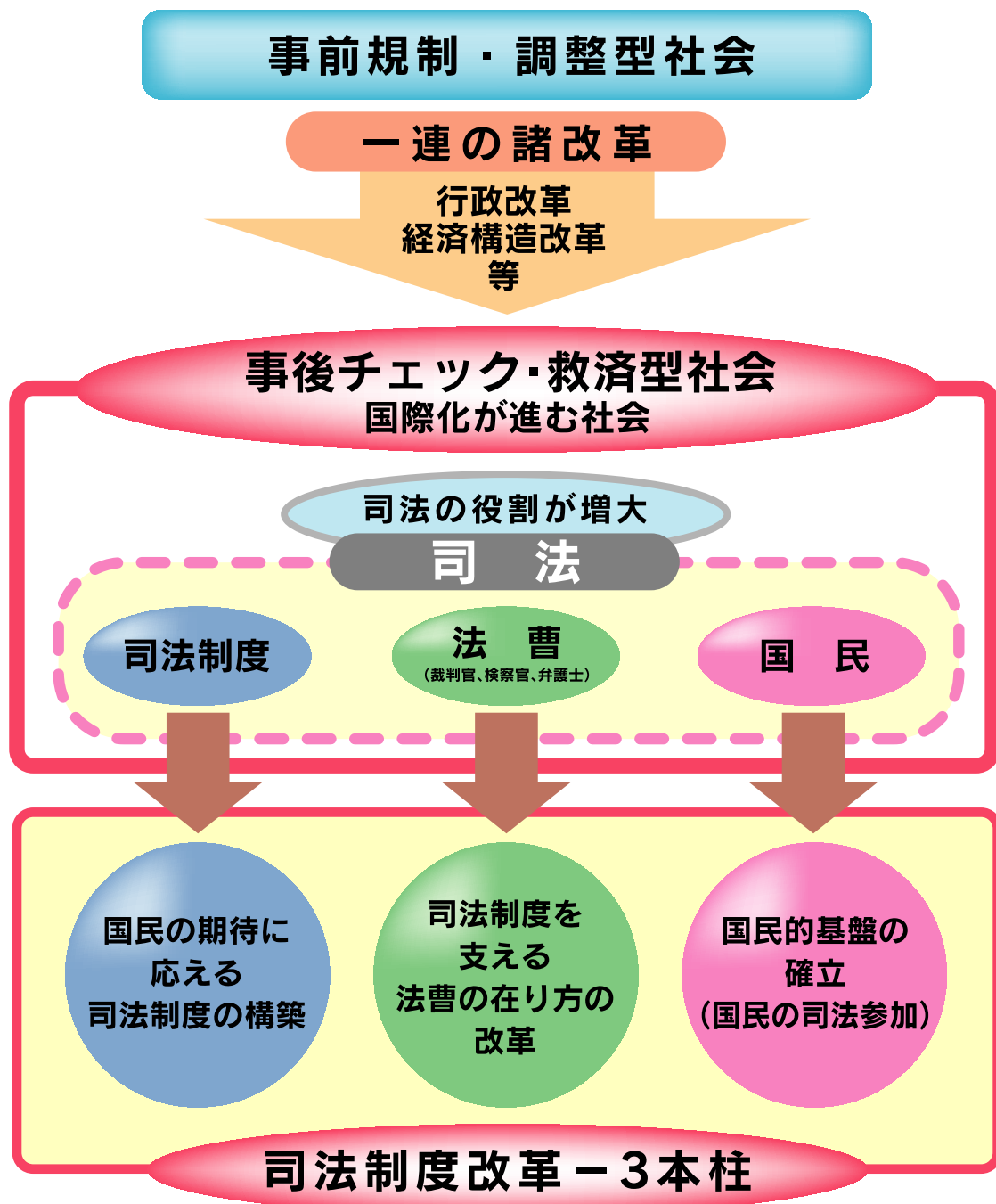
Q 司法制度改革を今後どのように進めていくのですか？

A 平成13年6月に司法制度改革審議会が内閣に提出した意見の趣旨にのっとり、政府全体で司法制度改革に取り組むため、同年12月1日、内閣総理大臣を本部長とする司法制度改革推進本部が設置されました。

司法制度改革推進本部の設置期限（平成16年11月末）までの間に、最高裁判所や日本弁護士連合会等とも協力しながら、司法制度改革推進計画（平成14年3月19日閣議決定）に従って、必要な作業を進めていきます。

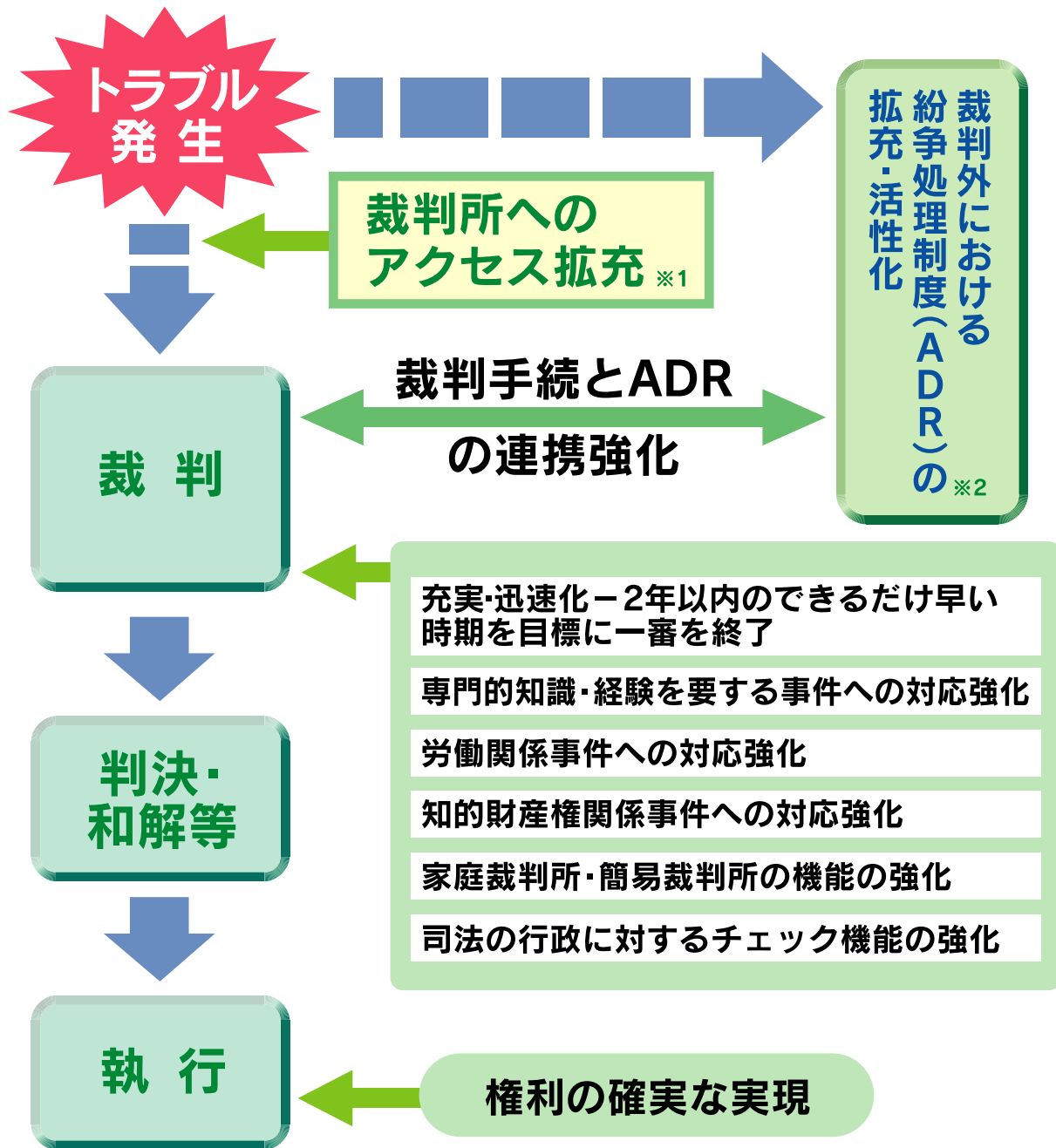
司法制度改革の基本理念

21世紀の我が国の社会を支える、 新たな司法制度へ



民事司法制度の改革

より使いやすく、迅速な手続へ



※1 裁判所へのアクセス拡充

司法に関する情報をより入手しやすくするため、司法に関する情報提供窓口の充実などを実現します。
訴訟をより利用しやすくするために、訴えを起こす際に納める手数料が負担にならないよう改善し、勝訴した場合に、弁護士費用の一部を相手に負担してもらう制度を導入します(不当に訴えの提起を委縮させないよう、一律には導入しません)。また、訴訟に必要な費用(弁護士報酬など)を立て替える制度(民事法律扶助制度)を充実します。

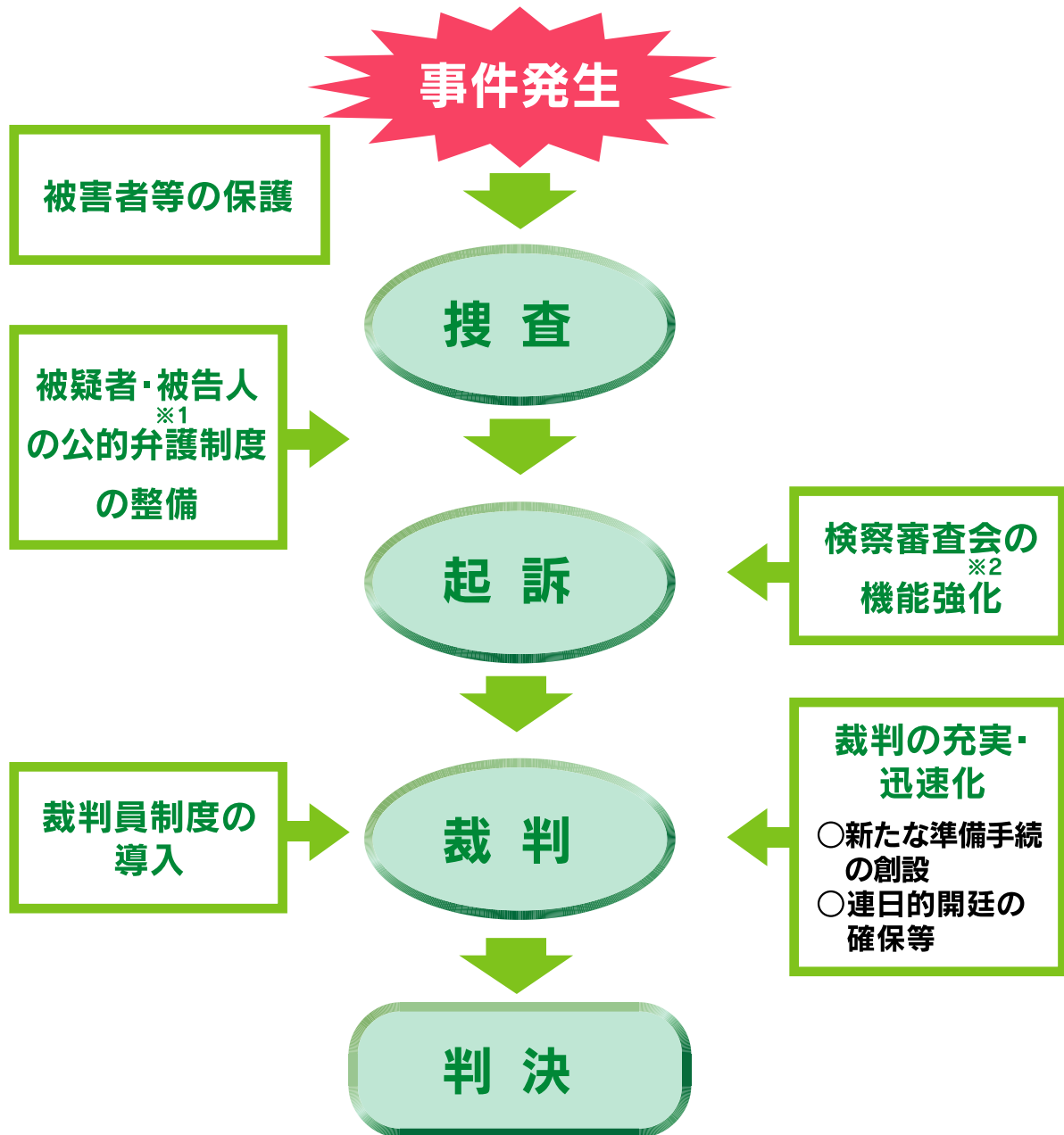
※2 ADR

Alternative Dispute Resolution の略。利用者の自主性を活かした解決、非公開での解決、簡易・迅速な解決、実情に沿った解決など柔軟な対応が可能であることが特長です。

例えば、民事調停や行政機関(公害等調整委員会、消費生活センター等)・民間機関(〈財〉交通事故紛争処理センター、弁護士会仲裁センター、各種PLセンター等)による仲裁、調停、あっせんなどがあります。

刑事司法制度の改革

より充実し、迅速な手続へ



※1 被疑者と被告人

被疑者とは、犯罪を犯したという疑いで、警察などの捜査機関から捜査の対象とされている起訴前の者をいいます。被告人とは、検察官から起訴され、裁判を受けている者をいいます。現在は、国が被告人のために弁護人をつける国選弁護制度があります。

※2 検察審査会

検察官の公訴を提起しない処分(不起訴処分)の可否を審査することや、検察事務の改善に関する建議または勧告を行う機関です。

全国に201(平成15年7月1日現在)の検察審査会が置かれ、一般の国民の中からくじで選ばれた11人の検察審査員で構成されています。

司法ネット構想

現 状

- 社会構造等の変化に伴う紛争の増大
- 法律問題について、どこで、誰に相談したらよいか分からない。
- どのように解決方法があるか分からない。
- 身近に弁護士がない。弁護士がいても知らない。
- 経済的理由から弁護士に依頼できない。

これまでの対応・取組

- 弁護士会や行政機関などによる個別の相談窓口等
- 弁護士会が司法過疎地域に事務所を設けて弁護士を配置
- (財)法律扶助協会による民事法律扶助事業
- 被告人国選弁護制度、弁護士会・(財)法律扶助協会による被疑者に対する弁護の援助
- 法曹人口の増加

限界・問題点

- 相談先等に関する情報が集約・整理されておらず、わかりにくい。
- 適切な紛争解決への道案内を行う相談窓口が十分に整備されていない。
- 相談窓口とその後の法律サービスとの提供とが十分に連動していない。
- 弁護士がない地域が依然として多く存在している。
- 経済的理由から法律扶助を必要としながらこれが受けられない事案の激増
- 被疑者国選弁護制度の導入、裁判員制度を初めとする刑事裁判の集中審理等への十分な対応が困難。

解決策

運営主体を中核とする司法ネットの実現

利 用 者 (国 民)

相 談
(アクセス)

法律サービスの
提 供

運 営 主 体

事 業 内 容

- 相談窓口(アクセスポイント)
 - ・ 相談を受け付けて、紛争解決への道案内
 - ・ アクセス情報の集約、整理、提供
- 司法過疎対策
 - ・ 司法過疎地域にアクセスポイントを設置、法律サービスを提供
- 民事法律扶助
 - ・ 資力の乏しい人に対する裁判代理費用の立替え
- 公的刑事弁護
 - ・ 被疑者・被告人段階を通じ一貫した公的刑事弁護活動の提供
 - ・ 裁判の迅速化、裁判員制度の実施を支える公的弁護態勢の整備
- 犯罪被害者対策
 - ※ 一部にスタッフ弁護士制度を導入

弁護士会・
地方公共団体・
相談機関等の
相談窓口
(アクセスポイント)

ネットワーク化
(連携・協力)

ネットワーク化
(連携・協力)

弁護士会・
隣接法律専門
職種団体・
ADR機関等

司 法 ネット

法曹人口の拡大と新しい法曹養成制度の導入

国民生活の様々な場面における法曹に対する需要がますます多様化・高度化してきています。



21世紀の司法を支えるための人的基盤として、プロフェッションとしての法曹(裁判官・検察官・弁護士)の質と量を大幅に拡充することが不可欠です。

この中で、法曹人口の拡大や新しい法曹養成制度の導入など、司法制度を支える法曹の在り方について改革を進めています。



法曹人口の拡大

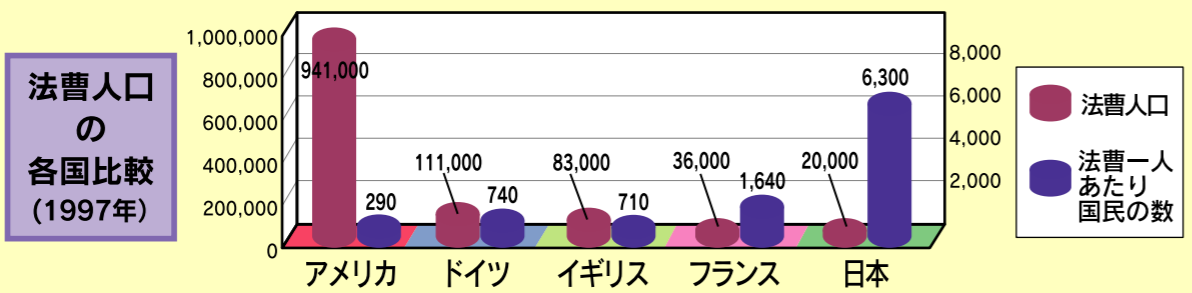
●司法試験合格者を増加し、法曹人口の拡大に努めます。

- 司法試験合格者数
- 平成14年(2002年) は年間約 **1,200** 人 (平成14年度実績:1,183人)
- 平成16年(2004年) には年間 **1,500** 人程度
- 平成22年(2010年)頃には年間 **3,000** 人程度



●法曹人口

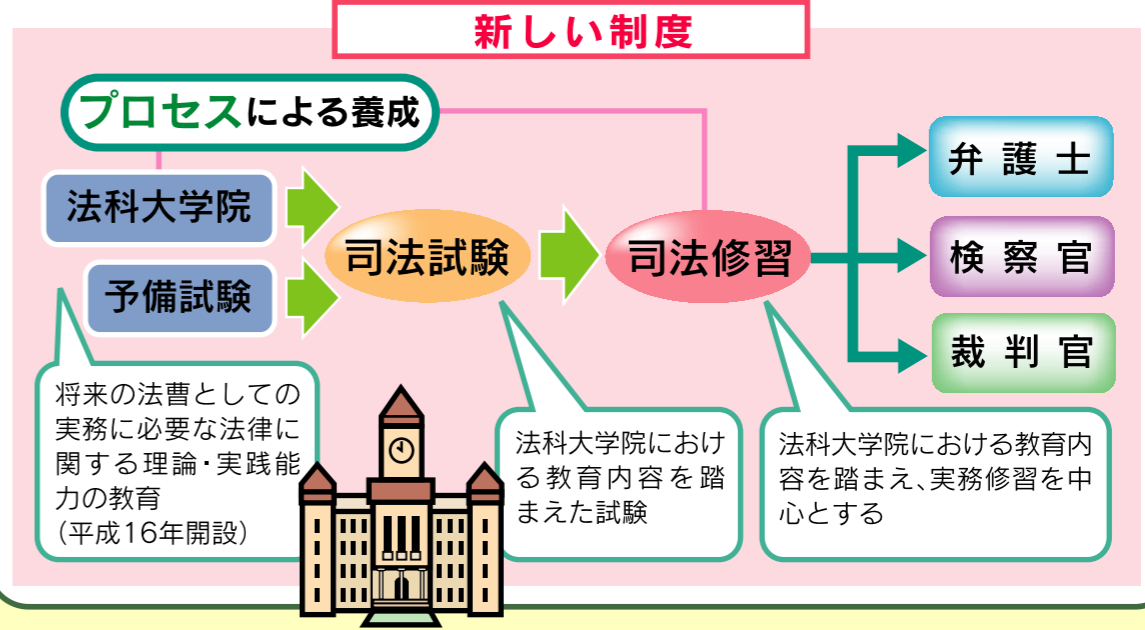
平成13年(2001年)に約22,000人の日本の法曹人口が、平成30年(2018年)頃には5万人規模へ到達することを目指します。(法曹一人あたりの国民の数は約2400人程度)



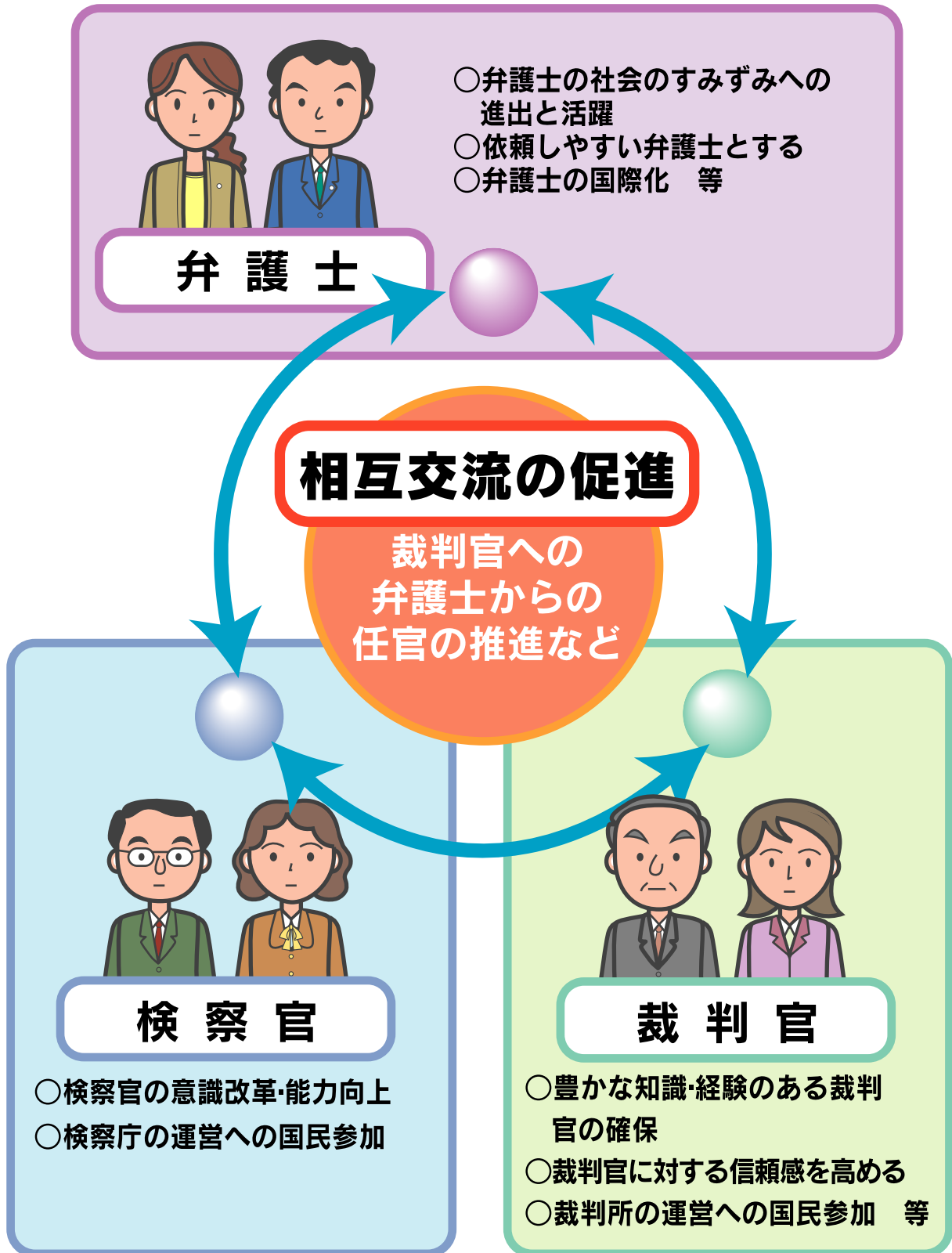
- 裁判官・検察官の大幅増員を図ります。
- 裁判所職員(裁判所書記官など)や検察庁職員(検察事務官など)の適正な増加を図ります。

新しい法曹養成制度の導入

●「点(試験)による選抜」から、「プロセスによる養成」へ、法科大学院・司法試験・司法修習が連携した新しい法曹養成制度を導入します。



弁護士・検察官・裁判官制度の改革



国民の司法参加

司法

裁判員制度

- 国民が、一定の重大な罪の刑事裁判において、裁判員として、裁判官と共に、有罪・無罪や刑の決定に関与する制度を導入します。
- 裁判員は、「一般の国民」から無作為にリストアップされた人の中から選ばれることとされています。

裁判官

協働

裁判員

裁判員制度以外の参加制度

- 裁判所・検察庁・弁護士会の運営について、国民の意思をより反映させる仕組みの整備

その他

- 司法をわかりやすく
- 司法に関する情報公開

など

参加

国民

国民が裁判に参加し、その感覚が裁判により反映されるようになることによって、国民の司法に対する理解と支持が深まることが期待されます。

あわせて

- ・ 裁判が迅速に行われること
- ・ 裁判の手續や判決が国民にとって分かりやすいものとなること

も期待されます。



これまでに実現された主な改革

司法制度改革については、これまでに、次のような点について、関係の法律が既に成立するなど、着実に改革が進められています。

1

国民の期待に応える司法制度

3~ 6ページ参照

裁判の迅速化

第一審の裁判を2年以内に終わらせることを目標とすることなどを内容とする「裁判の迅速化に関する法律」を定めました。

裁判所へのアクセスの拡充

利用者の費用負担を軽減するため、訴訟の手数料の額を全体として引き下げました。

家庭裁判所の機能の強化

これまで地方裁判所で取り扱っていた人事訴訟(離婚等の家庭関係事件)を家庭裁判所において取り扱うこととしました。

簡易裁判所の機能の強化

- 国民にもっとも身近な簡易裁判所が取り扱うことができる請求の上限をこれまでの90万円から140万円に拡大しました。
- 少額訴訟として取り扱うことができる請求の上限をこれまでの30万円から60万円に拡大しました。

民事訴訟の充実・迅速化

民事訴訟手続に以下の制度を導入するなどしました。

- 計画審理を推進
- 訴えを起す前の新たな証拠収集方法を導入
- 専門的な事件について専門委員制度を導入
- 特許権、実用新案権等に関する訴訟の取扱いを集中

権利の確実な実現

不動産執行妨害への対策等について民事執行制度を改善しました。

仲裁法制の整備

裁判外の紛争処理手続の1つである仲裁手続について、国際標準に沿った「仲裁法」を定めました。

2

司法制度を支える法曹の在り方

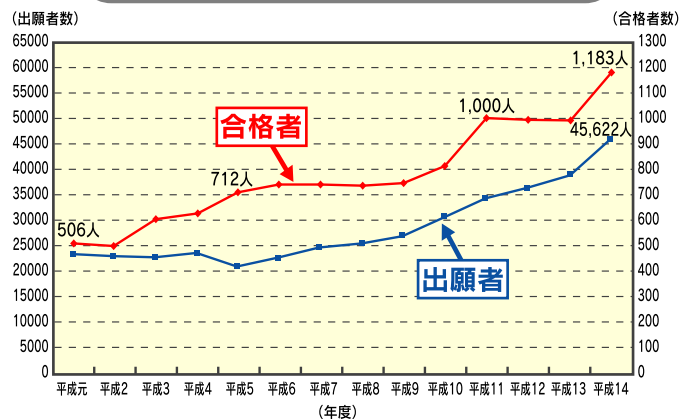
7～9ページ参照

司法試験合格者数を増加し、

法曹人口を拡大

平成14年の司法試験合格者を**1183人**としました。
(前年比193人増)

司法試験第二次試験の出願者と合格者の推移
(平成元年度～14年度)



新しい法曹養成制度の導入

- **法科大学院・司法試験・司法修習が有機的に連携した、新しい法曹養成制度を導入しました。**
- 法科大学院に**裁判官、検察官等を実務家教員として派遣する制度を創設しました。**

弁護士制度の改革

- **弁護士の社会のすみずみへの進出と活躍**
 - 弁護士が公的機関や、届け出て民間企業で自由に働けるようにしました。
- **依頼しやすい弁護士とする**
 - 弁護士報酬について適正な競争が行われるようにしました(弁護士会で報酬の基準を決めることを廃止)。
 - 懲戒制度を整備しました。
 - 司法試験に合格した企業法務の担当者等に対しても弁護士資格を認めることとしました。
- **弁護士の国際化**
 - 弁護士と外国法事務弁護士との共同事業等に関する規制の緩和等を行いました。

検察官制度の改革

- **検察官の意識改革・能力向上**
 - 公益的活動を行う民間団体や民間企業に、検事を一定期間派遣することとしました。
- **検察庁運営への国民参加**
 - 最高検察庁に、検察運営に関する懇談会を設置しました。


裁判官制度の改革


- **豊かな知識・経験のある裁判官の確保**
 - 民事調停官及び家事調停官制度を創設しました(いわゆる非常勤裁判官制度の導入)。
- **裁判官に対する信頼感を高める**
 - 裁判官の任命手続を見直しました(最高裁の指名手続に関与する諮問機関の設置等)。
 - 最高裁判所裁判官の国民審査公報を充実させました。
- **裁判所運営への国民参加等**
 - 新たに地方裁判所委員会を設置しました。


今後の主な取組

現在、司法制度改革推進本部では、以下のような事項について検討中です。


 **全国どこでも国民が法的な救済を受けられるような司法ネットの整備** (公的弁護制度の整備を含む。)


 **裁判員制度の導入**

 **知的財産権関係事件への総合的な対応強化**

 **労働関係事件への総合的な対応強化**

 **弁護士報酬の敗訴者負担の取扱い**

 **総合的な裁判外における紛争処理制度(ADR)の制度基盤の整備**

 **行政訴訟制度の見直し**

など

21世紀の日本を支える司法を築くために



司法制度改革に関するご意見等は、下記事務局もしくは sihou@cas.go.jp までお寄せください。

司法制度改革推進本部事務局

〒100-0014 東京都千代田区永田町1-11-39

永田町合同庁舎3階

TEL 03-5501-2511(代表)

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/sihou/index.html>